

会議要録

会議名	令和7年度 第2回八王子市消費生活審議会	
日 時	令和7年11月7日(金) 午後3時30分～4時30分	
開催場所	学園都市センター12階 第1セミナー室	
出席者等氏名	委員	会長:柿野成美、副会長:大浦郁子、 木村恵子、斎藤陽子、長岡博之、 野上恭子、丸山茂男、赤木省三、守屋清美 (敬称略)
	事務局	部長:中部いずみ 課長補佐:森淳 所長:奈良貴代 主任:斎藤聰明、大日向由紀子
	欠席委員	
公開・非公開の別	決定後公開	
傍聴人の数	0名	
議題等	令和7年度 第2回八王子市消費生活審議会次第 1. 開会 2. 議事 (1)第3期八王子市消費生活基本計画の令和6年度取組実施状況と今後の取組について (2)その他 3. 閉会 (事前及び当日配布資料)	
	1. 次第 2. R6年度実績・評価とR7年度の取組予定シート【資料1】 3. 第3期八王子市消費生活基本計画重要施策の進捗状況【資料2】 4. 令和7年度 消費生活施策の新規・充実事業一覧【資料3】(修正版) 5. ライフステージ別消費者教育の取組状況【資料4】 6. 未来デザイン2040概要版(事業該当ページの写し)	

会議内容

開会

事務局 令和7年度 第2回 八王子市消費生活審議会を開会いたします。この審議会は、八王子市消費生活条例および施行規則に基づき開催しており、運営にあたっては、「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に沿って進めてまいります。

なお、会議終了後には会議要録を作成し、市ホームページ等で公表することが定められております。そのため、本日の会議は音声を録音しております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。発言の際は、挙手のうえ、お名前を添えてご発言いただきますようお願いいたします。会議要録は事務局にてとりまとめ、後日皆さんにご確認いただきます。修正が必要な場合は、事務局よりご連絡のうえ、確認をお願いし、確定後に市ホームページで公開いたします。

柿野会長 本日は、委員9名のうち9名のご出席をいただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項に基づき、会議は成立しております。

まず、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本会議は、「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に照らしても非公開事項には該当しないため、公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、会議は公開といたします。続いて、事務局より傍聴者の状況について報告をお願いします。

事務局 本会議場に傍聴席を設けておりますが、今現在、傍聴者はおりません。この後、傍聴希望者があった場合は随時入場いただきますのでご了承ください。

柿野会長 本日の議事、(1)「第3期八王子市消費生活基本計画の令和6年度の取組(重要施策2 消費者教育の推進の実施状況)について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは基本計画における令和6年度の特徴的な取組及び令和7年度の主要な取組についてご説明をいたします。先ほどの教育推進会議でも触れましたが、具体的に令和6年度の特徴的な取組と令和7年度の主要な取組についてご紹介いたします。前回の審議会でも使用しております資料1、2、3資料のうち重要施策1と3については議論をいたしました。今回は重要施策2「消費者教育の推進」についてご意見をいただければと思います。なお、資料3につきましては、前回配布したものに追加がございますため、今回机上配布したものに差し替えていただくようにお願いいたします。前回お配りをしました事業概要もご参照ください。具体的なイベントや講座の参加者数などの実績を記載しております。資料4「ライフステージ別消費者教育の取組状況」をご確認ください。この表には、令和6年度に実施した内容、令和7年度に予定をしている新規充実の取組が記載おります。幼児小学生向けとしては、子どもや保護者を対象に食品を使った実験を通して、食品の表示や栄養の知識を学ぶ教室を開催しています。貯金箱づくりなどを通じてお金の使い方や貯め方を学ぶ金融教育も行っております。また、小学3年生には教育推

進会議でご紹介した消費者教育副読本を活用し、地域の商店や働く人々の役割、買い物の際に気をつけることなどを学んでおります。中学生向けには身近な生活の中での契約、支払いなどに関する金融教育に加え、SDGs やエシカル消費など、地球環境にも視野を広げた学びを提供しております。高校生、大学生向けにつきましては、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、未成年者取り消し権が使えなくなることから若者の消費者被害を防ぐために学校へ出向いて出前講座を実施しております。また、学生にとって一番身近な相談窓口である学生を支援する学生課などの教職員向けにおきましてもオンライン意見交換会を開催しております。市内の学校で起きたトラブル事例を各学校間で共有し、相談事例を紹介することで、学内での相談を速やかに消費生活センターでつなげる体制づくりを進めています。次に資料3をご覧ください。前回お配りしたものに少し追加があり差し替えをお願いしたものです。こちらでは今年度の充実新規の取組を挙げていきます。創価大学では行政と学校が課題を共有し、解決策を考えていくという「PBL」課題解決型学習という形で、エシカル消費をどのように効果的に啓発していくかを学生に課題を提示、共有し、学生から提案をもらうという授業を行っております。先日、中間発表を聞きに行ってまいりました。学内の生協で販売されているエシカルな商品にエシカル認定シールというものを貼って、そういう商品を購入したら、レジに並ばずに優先的に購入ができるというエシカル消費専用レーンを使えるという特典を付けるなど、生活の中にちょっとあつたら嬉しい工夫を入れ、楽しくエシカルに取り組める学生ならではの斬新で柔軟な提案をいただいているところでございます。また、昨年に続きましてケイハチクリスマスマーケットに出展しクイズラリーを通して、エシカル消費を楽しく啓発をする予定です。また、令和7年度の新たな取組としまして、中央大学で貸金業協会と連携をし、学生向けに金融契約トラブルについてクイズラリーで学ぶという取組を行いました。また、東京造形大学では生活上のトラブルのひとつである香り害につきまして、香りのマナーをより市民に広げていくためポスターのデザインを学生に提案をしてもらうという大学との連携を行っているところです。これは今年の夏、市内各地に街中避暑地というポスターが貼られていましたがそのデザインが東京造形大学の学生が提案した作品の一つとなっております。資料4にお戻りください。続きまして高齢者向けの取組状況になりますが、町会自治会高齢者サロンなどに出向いて出前講座を行っております。また、高齢者を見守る立場の医療関係者や支援員向けには、高齢者見守り講座を実施しております。昨年度の実績は計 13 回、延べ 283 名の参加がありました。そして全年齢世代を対象としたイベントとしまして、消費生活センターでは、特に消費生活フェスティバルとケイハチクリスマスマーケットの二つを重点的な取組として位置づけております。次に資料1の6ページをお開きいただければと思います。「各種イベントでの啓発」について説明します。こちらでは活動指標として消費生活フェスティバル参加者 500 人を掲げていますが、昨年度は 512 人が来場し、前年度である令和5年度と比べて約 1.8 倍に増加しました。この増加は、地域デジタル通貨桑都ペイの活用による効果が大きかったと思います。桑都ペイとは八王子市の地域経済の活性化、またコミュニティの促進を目的に導入した地域通貨のことです。出展団体による暮らしの安全環境に関する展示、また体験型企画に参加することで、ポイントが付与されるという仕組みでござ

います。また、桑都ペイのアプリでも周知を行っており、これも効果的だったと見ております。会場では各ブースの展示、体験、セミナーなど非常に盛り上がり、多くの市民への啓発・交流を行うことができました。次に資料1の8ページ「SDGs エシカル消費の啓発」についてですが、ここでは TOKYO エシカルの参加団体との共創による啓発活動を掲げています。昨年度は京王八王子商店会主催のケイハチクリスマスマーケットに参加し、東京都や市内事業者団体と連携してエシカルマルシェを展開しました。消費生活センターの出展ブースでは子どもたちがエシカルな行動事例を書いた紙を使ってエシカルツリーを完成させる企画を行い、来場者にエシカル消費の考え方を広めることができました。東京都からもエシカルパートナー団体が出展し当日会場には2万8千人の来場者があり、各団体が特徴あるエシカルな取組を発信することができたと思います。令和7年度以降も地元八王子からエシカル消費のうねりを起こすことを目指し、事業者や市民との繋がりを深めてまいります。市民の皆様が消費する際に、その背景にある人権、社会、環境への配慮、これを意識した行動、すなわちエシカル消費の考え方を浸透させていくことを今後の活動の中心に据えていきたいと考えております。以上で概要説明を終わります。

柿野会長 ただいまの説明を踏まえ、令和 6 年度の取組、進捗状況についてのご意見、また、今後の事業展開に向けた改善点や課題について、委員の皆様からご意見、ご質疑をお願いしたいと思います。

柿野会長 令和7年度八王子エシカルプロジェクトについてですが、既に計画されているのでしょうか。

奈良所長 現段階では、計画中となっています。今年度から立ち上げていきたいと考えております。これに先立ち、今月 11 日に世田谷区が開催するカンファレンスに SDGs に関する八王子市の所管や八王子市消費生活啓発委員と参加する予定です。八王子市でどのような形で取り込めるか検討していきたいと思います。その他にも 12 月には八王子市の職員向けにエシカルについての講座を開催する予定で、講師は柿野先生にお願いしています。このように全庁的に多くの所管を巻き込んでエシカル行動が浸透することを目指していきたいと思います。

柿野会長 壮大なプロジェクトと感じますが、これが実現したらエシカルという共通言語のもとに、庁内の課が連携し、事業者や団体を含めて一緒に取り組む仕組みもできてくると思います。

守屋委員 八王子未来デザイン 2040 に「一人ひとりの暮らしに寄り添う相談」とありますが、はちまるサポートと一緒に進める事業なのでしょうか。

奈良所長 高齢者あんしん相談センターが高齢者を対象としているのに対して、はちまるサポートは子どもから大人まで幅広い世代が抱えている問題の相談を受け、考えていく組織ですので、高齢者あんしん相談センターを含めて、消費トラブルに遭った方を消費生活センターに素早く繋げるという意味では協働といえるかもしれません。

大浦副会長 資料4にある各世代への教育の取組についてですが、小・中学生は教育推進会議で紹介された副読本等を活用して理解を深めることができると思いますが、高校生、大学生あるいは社会人に出たばかりの若い方は美容医療や闇バイトなどの被害に遭いやすいと思います。この世代の方は消費生活センターの存在自体を知らない、自分が被害に遭う、若しくは加害者になるなどの認識がない方が多いので、若い世代に対する取組をどのように考えているのか教えてください。

奈良所長 学校教育を受けている世代については、教育現場の方に消費者トラブルの事例などを紹介して消費生活センターが専門的な解決方法の最初の入り口だという認識を植え付けることで消費生活センターの PR としています。また、学校ごとの要望に応えるような授業内容を作成して講師を派遣させていただいております。大学につきましては、高校大学教職員意見交換会というものを設けております。大学の教員は参加されないので、学生課の方などにご参加いただいています。そこで、消費生活センターを案内させていただいております。また、大学生向けの「ビッグウエスト」という冊子がありまして、八王子市内で学生生活を送るうえでの相談や様々な機関を紹介したものを毎年発行しています。社会人につきましては、中小企業の新入社員の研修などに呼んでいただき、消費者トラブルの事例を紹介し、消費生活センターの PR をしています。

木村委員 資料1の 6 ページに記載のある「外国人市民を対象とした情報提供」について質問します。外国人市民が消費者トラブル遭われた際の八王子市の対応をわかりやすく発信することが重要だと思います。転入時にゴミの捨て方から消費者トラブルまで、生活に密着したオリエンテーションがあると良いと思います。八王子市は様々な国からの外国人が多いので多言語に対応した冊子の発行などの情報発信も検討していただければと思います。

奈良所長 消費生活相談だけに特化したことではありませんので本市の所管である多文化共生担当にご報告させていただきたいと思います。

中部部長 八王子市は外国人が多いので多文化共生担当という部署があります。また、八王子国際協会という組織もこのビルの中にあります。外国人の様々な相談に応えられる体制を整えております。八王子市は人口が多いので、転入時に説明会を開くのは難しいですが、八王子市のルールをご理解いただくことは重要ですので、このような施設を適切に案内できる体制をとっていきたいと考えています。

柿野会長 在留外国人の問題については、消費者生活基本計画の中でも相談体制をしっかりと作っていく方向性が示されており、啓発という観点でも情報提供していくことは非常に重要なと思いますので、今後も推進していくようお願いします。

齊藤委員	先程の教育推進会議でも取り上げられましたが、今は幼稚園児から親のタブレット等を無断で使用するなどの問題があります。幼児やその保護者に対する消費者教育について具体的な対策はありますか。また、逆に高齢者はスマホやインターネットなどのデジタル機器が苦手と感じている方が多く、詐欺などの被害に遭うだけではなく、インターネットを活用した登録など日常生活においても困っている方がいると思います。このことについての対策も教えてください。
奈良所長	字が読めない幼児への教育は難しいので親御さんに向けて発信していくことになると思います。命に関わるような危険性がある商品などの情報を含めて隨時発信をさせていただいております。現在、消費生活相談の3割は高齢者になっています。自ら相談に来られる方もいらっしゃいますが、周りの方が気付いて相談を促していただくこともあります。高齢者あんしん相談センターから依頼があれば出前講座という形で見守りのポイントや注意すべき事項について紹介しています。
柿野会長	いずれの対象も非常に重要な世代だと思います。幼児に対しては製品の安全というものが中心となっていますが、スマホで動画を見たりお金に関わるキャッシュレス決済の話なども含めて、幼稚園や保育園などへのアプローチや情報発信の検討をお願いします。
野上委員	私も幼児や小学生についての教育は先のことを考えると大事だと思っています。例えば子どもに交通系 IC カードなどを持たせている場合、友人間で奢ったり奢られたりを繰り返すなどの問題や、支払いの際にお釣りの計算も全くしない、またはいくら使ったかも気にせずに日々の生活を送っていくことに疑問を感じています。以前は学校で現金の使い方を教えていたと思うのですが、今はその必要もなくなってきたことに危惧を感じています。
柿野会長	今の子どもたちはキャッシュレスと現金払いの過渡期の中で生活しています。完全にキャッシュレスにすればデジタル的に収支を管理できるというメリットがあります。今後の社会の流れを考えると家庭だけではなく意識的に学校現場でもキャッシュレスに対応した教育も取り入れていく必要があると感じています。
長岡委員	私はお年玉やお祝いの時には現金を渡しています。キャッシュレスだと硬貨の大きさや紙幣の色や今の肖像が誰なのかも分からずの状況になってしまいます。さて、質問は大学との連携についてですが、新入生ガイダンスの時に若者を狙った詐欺事件を予防するための動画を流せば幅広く周知できると思います。高齢者に対しても健康体操などの動画の挿入部分に高齢者を狙った詐欺に関する注意喚起動画を流してはいかがでしょうか。職員が出前講座を開催して出向くのも良いですが、限られたマンパワーのなかで効率よく啓発することが重要と考えます。高齢者の多くは健康に関する動画を視聴しているという話もありますので検討をお願いします。また、資料4「ライフス

「テージ別消費者教育の取組状況」に記載のある地域ケア会議とは高齢者あんしん相談センターが主催している会議なのでしょうか。

奈良所長 市内の全大学等に毎年3月末に東京都が作成している動画のURLや若者向けの啓発リーフレット等を送付しています。高齢者に対する啓発についてですが、八王子けんこう体操は保健福祉センターが実施しているプログラムだと思いますので、ショート動画等を提供できればと思いました。関係機関と調整してみます。地域ケア会議につきましては、地域の高齢者あんしん相談センターが独自に開催しており、私どもに声がかかれば参加させていただく形をとっています。

丸山委員 来年の春に高齢世帯一斉調査が始まります。これは3年に1度実施される調査で民生委員が高齢世帯を巡回調査するものです。様々な会場に高齢者が出向いて講座を受講するのは現実としてなかなか効率が上がらないと思います。最近多い消費者トラブルの事例が掲載されたチラシなどを民生委員が訪問時に渡しながら口頭で注意喚起することは非常に有効だと考えます。市内には400名ほどの民生委員がおりますので草の根的に展開すれば消費者被害の防止につながると思いますので検討していただければと思います。

奈良所長 来年の春に実施される高齢者世帯一斉調査は、福祉政策課が所管している事業だと思いますので、庁内で連携してできることを検討したいと思います。民生委員の方々は地域に密着して活動されているので、高齢者の方も安心して話が聞けると思います。同時に消費者トラブルに遭った場合でも気軽に相談できると思いますので今後もご協力をお願いいたします。

柿野会長 非常に有益な情報を提供してくださってありがとうございます。民生委員の力というのは、地域での見守りについて重要だと思います。チラシを活用しての情報提供などは、見守り強化につながると思いますので検討をよろしくお願いします
時間となりましたので、質疑ご意見等は以上とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

事務局

【配布チラシ等の説明】

次回の審議会は、1月27日火曜日14時を予定しております。詳細につきましては改めて通知させていただきます。

以上で本日の審議会を終了といたします。

—閉会—